

令和2年4月23日

小金井市立学童保育所を利用する  
児童の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎  
(公印省略)

緊急事態宣言後の学童保育所における保育の提供の縮小を踏まえた従業員の勤務に係る配慮について（要請）

日頃より、小金井市の学童保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は令和2年4月7日に緊急事態宣言を発令し、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では当該発表より前に、市としての独自の判断として、令和2年4月8日付け「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所自粛のお願いについて」にて、保育を縮小して実施するため、お仕事がお休みの場合など、ご自宅での家庭保育が可能な保護者の皆様に対して、学童保育所に登所せず家庭保育を行うよう、強くお願いをしています。

そのような中、利用者から「市が臨時休所としない限り勤務先が休暇を認めないといわれ、登所せざるを得ない。」という相談が多数、市に寄せられています。

小金井市では、国と都の対応の内容、真に保育を必要とする方の保育を維持するため、一律に休所とせず、保育を縮小して実施するため開所しております。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、小金井市からの保育の提供の縮小については、国と都の対応を踏まえて妥当と考えられ、**他自治体における臨時休所の対応と変わらないもの**であります。

事業者の皆さまにおかれましては、小金井市内学童保育所を利用する児童の保護者の就労について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(問合せ先) 小金井市子ども家庭部児童青少年課 電話 042-387-9847